

(仮称) 次期堺市基本計画等策定検討懇話会開催要綱

令和２年２月１日制定

1 目 的

本市のまちづくりの基本的な方向性を示す（仮称）次期堺市基本計画の策定及び堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について、有識者等から広く意見を聴取するため、（仮称）次期堺市基本計画等策定検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) （仮称）次期堺市基本計画の策定に関する事項
- (2) 堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定に関する事項
- (3) 前２号に掲げるもののほか、（仮称）次期堺市基本計画の策定及び堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について必要な事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する１０人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 開催期間

令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間とする。

7 庶 務

懇話会の庶務は、企画部において行う。